

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成28年4月18日（月）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 今田委員 間野委員 西川委員 長島委員 宮内委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 28 年 4 月 18 日（月）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

JAXA（宇宙航空研究開発機構）との連携・協力に関する協定の締結について
教職員の負担軽減に向けた取組について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行に伴う
「横浜市立学校教職員対応要領」の策定について

3 請願等審査

受理番号 115 教科書採択に関する要望書

4 審議案件

教委第 1 号議案 懲戒処分の標準例の一部改正について

教委第 2 号議案 第 15 期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

教委第 3 号議案 横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第 4 号議案 著作権等の侵害に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第 5 号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について

教委第 6 号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命および解任について

教委第 7 号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第 8 号議案 教職員の人事について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

- 岡田教育長 それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。
はじめに、4月1日付で、宮内委員が就任されましたので、御紹介をいたします。宮内委員、お願いいたします。
- 宮内委員 宮内でございます。4月1日に教育委員を拝命いたしました。ずっと民間で貿易業務等々をやってきました。昨日、過去の議事録等々を拝見していて、どこでも同じだと、つまり、抱えている問題点の抽出、問題提起はみんな整理されてできていますが、それに対する解をどうやって見つけていくかということは、どこでも皆さん、民間でも、役所でも、教育委員会でも、皆、同じように悩んでいると思いました。教育についても、どういう方法が正解なのか、正しいのかということは永遠に分からないテーマだろうと思いますが、そういった難しい問題に真摯に取り組んでいくというのが私たちの仕事ではないかと思っております。
私が今までやってきた仕事の経験をどういうところで生かせるかということにつきましても、テーマに対してどういうアクションをとって、どのような結果を出していくか、それが正しかったかどうかまた検証するという、前委員の坂本さんもよくおっしゃっていたPDCAサイクルを回していくことによって、少しでも正しいと思われる解に近づけるような仕事ができればと思っております。いろいろと相談させてください。よろしくお願いいたします。
- 岡田教育長 よろしくお願いいたします。
それでは、次に4月1日付で教育委員会事務局の経営責任職の異動がありましたので、事務局から紹介いたします。
- 小林職員課長 おはようございます。職員課長の小林でございます。それでは、異動のございました経営責任職を御紹介させていただきます。よろしくお願いいたします。
教育次長の小林力でございます。
- 小林教育次長 よろしくお願いいたします。
- 小林職員課長 総務部長の高倉徹でございます。
- 高倉総務部長 よろしくお願ひします。
- 小林職員課長 教育政策推進等担当部長の小椋歩でございます。
- 小椋教育政策
推進等担当部
長 よろしくお願いいたします。
- 小林職員課長 施設部長の上田恭弘でございます。
- 上田施設部長 どうぞよろしくお願ひします。

小林職員課長	国際教育等担当部長の奥田裕之でございます。
奥田国際教育等担当部長	よろしくお願いたします。
小林職員課長	続きまして、北部学校教育事務所長の前田崇司でございます。
前田北部学校教育事務所長	よろしくお願いたします。
小林職員課長	以上でございます。
岡田教育長	それでは、議事日程に従いまして、会議録の承認を行います。3月4日、3月14日、3月18日、3月19日、3月25日の会議録の署名者は今田委員と西川委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。
各委員	<了 承>
岡田教育長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。 次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。
小林教育次長	<p>【一般報告】</p> <p>1 市会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3/23 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査） ○3/24 予算第一特別委員会（採決） ○3/25 本会議（第6日）予算議決、追加議案議決 <p>教育次長の小林です。それでは、報告いたします。 まず、市会関係ですが、3月23日に予算第一・予算第二特別委員会連合審査会、総合審査が行われました。 また、3月24日に予算第一特別委員会で採決が行われました。 3月25日には、本会議が開催され、予算と追加議案が議決されました。追加議案の1つとして、教育委員会の委員に関する人事議案がございまして、宮内委員の任命が同意されました。</p> <p>2 市教委関係</p> <p>(1) 主な会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3/31 学校管理職辞令交付式ほか ○4/1 新規採用等教職員辞令交付式 ○4/1 霧が丘義務教育学校校名披露式 ○4/4 第1回全体校長会議 ○卒業式関係 ○入学式関係

(2) 報告事項

- J A X A（宇宙航空研究開発機構）との連携・協力に関する協定の締結について
- 教職員の負担軽減に向けた取組について
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行に伴う「横浜市中学校教職員対応要領」の策定について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、3月31日に学校管理職辞令交付式を保土ヶ谷公会堂で行いました。退職辞令と人事異動に伴う辞令交付、そして統括校長の委嘱状交付式を行いました。

4月1日は、新規採用等教職員辞令交付式を横浜文化体育館で行いました。本年度は教職員728名に対して教育長から辞令を交付いたしました。

また、同日、教育委員会事務局職員の辞令交付式も行いました。

同じく4月1日、霧が丘義務教育学校校名披露式を行いました。これは改正学校教育法の施行に合わせ、霧が丘小中学校を義務教育学校に移行し、通称名を「横浜市立義務教育学校霧が丘学園」としたことに伴うものでございます。

4月4日には、第1回全体校長会議が関内ホールで行われ、市長と教育長から校長に向け講話が行われました。また、私からは教職員の負担軽減に向けた取組について説明させていただきました。教職員の負担軽減に向けた取組につきましては、後ほど所管課から御報告させていただきます。

そのほか、卒業式・入学式関係について御紹介いたします。小学校の卒業式は3月19日までに行われ、各委員に御出席いただきました。3月25日には、南高等学校附属中学校の卒業証書授与式が行われ、今田委員に御出席、御挨拶いただきました。

入学式につきましては、4月4日から6日までの3日間で行われ、4月5日、蒔田中学校における夜間学級入学式には、今田委員に御出席、御挨拶いただきました。

次に、報告事項として、3月29日に行われました J A X A（宇宙航空研究開発機構）との連携・協力に関する協定の締結について、それから教職員の負担軽減に向けた取組について、この後、所管課から報告させていただきます。

また、平成28年4月1日より、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、「障害者差別解消法」が施行されたことに伴い、教育委員会においても、「教職員対応要領」を策定しましたので、これにつきましても、この後、所管課から御報告させていただきます。

報告は以上でございます。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございますか。

特に御質問がなければ、先ほど所管課から説明とありました案件の説明に入らせていただきます。まず、J A X A（宇宙航空研究開発機構）との連携・協力に関する協定の締結について、所管課から御報告いたします。

小椋教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進等担当部長の小椋でございます。よろしくお願いたします。

それでは、J A X A（宇宙航空研究開発機構）との連携・協力に関する協定の締結について、教育政策推進課長から説明させていただきます。

高見教育政策
推進課長

教育政策推進課長の高見です。どうぞよろしくお願いたします。このたび、横浜市教育委員会と J A X A（宇宙航空研究開発機構）との連携・協力に関する

協定を締結いたしましたので、その内容につきまして御報告いたします。

まず、協定の締結式を昨年度ですが、3月29日に執り行いました。協定の締結者は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の宇宙教育センター長でいらっしゃいます桜庭望様と岡田教育長で、協定を締結いたしました。

次に、協定の概要でございます。協定の目的は、横浜市教育委員会とJAXAが連携・協力し、「宇宙航空」活動及びそこから得られた成果を生かした教育活動の実施を通じまして、児童・生徒が身近な自然の事象への関心や科学的なものの方の見方・考え方を身に付ける機会を充実させるということが1点です。また、教育活動を推進する教職員の育成プログラムの充実を図るということも目的としております。

具体的な連携内容につきましても、この協定の締結に至るまでの間、JAXAとの間で相談を進めてきているところです。1番にございますとおり、児童・生徒の学習活動の充実に関すること、2番、教職員の育成に関すること、3番、社会教育の推進に関すること、これらを3本の柱といたしまして、4番のその他に書かせていただきましたが、この協定に基づく取組の推進に向けまして、双方の職員によって構成する検討・調整の場を設置して、具体的な取組について今後検討していきたいと考えております。

実際に結びました協定書を2枚目に付けております。また、連携・協力の内容についての具体的な取組につきましては、先ほど申し上げました3本の柱ごとに3枚目にまとめておりますので、御覧いただければと思っております。

具体的な内容につきましては、重ねての御説明にはなりますが、今年度早い段階からJAXAの職員の方とともに検討会議（仮称）の中で検討・調整を進めていきたいと考えております。

報告は以上になります。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

今田委員

これと直接リンクするののかどうかは分かりませんが、洋光台にあるはまぎんこども宇宙科学館でプラネタリウムを見ながらというのが私などには分かりやすい入り方だと思ったりするのですけれども、その辺の兼ね合いはどのようになりますか。

高見教育政策
推進課長

御回答申し上げます。そもそもこちらの協定を締結するに至りましたきっかけとなったのが、今、今田委員がおっしゃったはまぎんこども宇宙科学館の的川館長からお話をいただきまして、JAXAと横浜市教育委員会との連携・協定に至りました。

そういったこともありますが、協定を結んだ相手先といたしましては、JAXAということですので、まずはJAXAの職員と横浜市教育委員会との間でどういった協力をしていくのかということを検討していく中で、必要に応じてと言いますか、はまぎんこども宇宙科学館の御協力もいただきながら進めてまいりたいと思っております。

間野委員

大変結構なことだと思います。児童、生徒の学習活動に関することで、児童、生徒のキャリア教育機会の充実、これはJAXAの研究者等から、とありますが、たしか横浜市出身の日本人宇宙飛行士、古川聡さんもいらしたと思うのですけれども、その古川さんの御講演もターゲットに入っているのでしょうか。それはまた別なのでしょうか。

高見教育政策 推進課長	資料では研究者等と申しましたけれども、JAXAに所属されている方ということですので、今おっしゃった方も含めて考えていくのが良いのではないかと考えております。
今田委員	それでいくと、古川さんは一度横浜サイエンスフロンティア高校の関係で講演されたことがありましたね。だから、そういうものもこれからより良い例になるのではないのでしょうか。
岡田教育長	ほかにはいかがですか。
西川委員	すばらしい夢があることだと思っています。そこで、取組をとてもうれしく感じているのですが、実施するのはいつ頃からになりますか。
高見教育政策 推進課長	<p>時期といたしましては、なるべく早くとは思っているのですが、例えば3枚目にお付けした具体的な取組内容の「児童・生徒の学習活動の充実に関すること」の中で挙げました、1番目のキャリア教育の機会の充実ですとか、2番目に書きました市立高校の授業の充実ですとか、3番目に書きました宇宙食の研究を通じた食育の推進、こういったところは比較的取り組みやすいところなのではないかと思っております、こういったものに関しては、今年度も含めてなるべく早い段階から実施していきたいと考えているところです。</p> <p>ですが、例えば④番で書きました宇宙航空ミッションへの児童・生徒の参画機会を検討していくとか、児童・生徒が考案した実験を宇宙で行う機会ですとか、こうなるとまいますと、少しお時間をいただいて、じっくり取り組んでいく必要があるのではないかと思いますので、早くできるところから順番にやっていきたいと考えております。</p>
西川委員	よろしく願いいたします。
岡田教育長	ほかにはありますか。どうぞ。
長島委員	これからいろいろ企画し、運営されていくと思うのですが、例えば3番の食育の推進であるとか、生徒の参画機会の検討という中で、学校が食育を推進しているとか、何々を推進するというのももちろんなのですが、横浜の子供たち全員に夢を与えられるような機会、特化している学校だけではなく、やはり公教育としてみんなが夢を持てるとか、未来にチャンスを持てるような御案内の仕方なども考えていただけると良いのではないかと思います。よろしく願いします。
高見教育政策 推進課長	御指摘を踏まえまして、個々の学校とJAXAとの間だけではなくて、教育委員会との正式な協定ですので、全ての子供を対象に広められるような工夫も考えていきたいと思っております。
岡田教育長	<p>ほかにはよろしいですか。</p> <p>それでは、ほかには御質問がなければ、次の報告に入りたいと申します。それでは続きまして、教職員の負担軽減に向けた取組について、所管課から報告いたします。</p>

小椋教育政策
推進等担当部
長

それでは、教職員の負担軽減に向けた取組について、教育政策推進課担当課長より説明させていただきます。

遠藤教育政策
推進課担当課
長

教育政策推進課担当課長の遠藤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、教職員の負担軽減に向けた取組につきまして、御説明申し上げます。平成25年度に教職員の業務実態に関する調査を行いまして、それから2年が経過いたしました。これまでの教職員の負担軽減に向けた教育委員会事務局と学校の取組をまとめ、冊子として配付いたしました。その作成しました冊子は、今日皆様のお手元にお配りしております。1つ目が「教職員の負担軽減に向けた取組」という冊子、もう一つが「教職員の負担軽減ハンドブック」という冊子でございます。

こちらの「教職員の負担軽減に向けた取組」は、業務改善の支援や人員配置の充実など、これまで教育委員会が行ってまいりました負担軽減に向けた取組を掲載したものでございます。

もう一冊の「教職員の負担軽減ハンドブック」は、会議の効率化、学校閉庁日の活用、そのほかにも様々な取組がございますが、学校の実践例を掲載したものでございます。

この2種類の資料でございますが、4月4日の全体校長会議で各学校長に配付いたしました。今後、この2冊の冊子を活用して、学校における教職員の負担軽減に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

なお、この2つの冊子につきましては、4月13日の水曜日に横浜市政記者会とマスコミへの周知を図っております。記者発表という形で、教育長から記者レクチャーを行いました。非常に記者の関心も高く、新聞報道やテレビなどでも会見の様子が放送されました。

また、業務の効率化等、負担軽減に向けた学校の取組、実際の学校現場でどのように取り組まれているのかということ記者の皆様にご覧いただくために、報道関係者を対象としましたプレストアを開催いたします。第1回目といたしまして、明日、横浜市立笠間小学校で、第2回は今週21日木曜日、横浜市立蒔田中学校で開催いたします。

こうした形で広く記者の方々にも現場の実態を知っていただくことで、教職員の負担軽減、ひいては子供たちに向き合う時間を先生方にきちんと確保していただくことを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。どうぞ。

宮内委員

日本のホワイトカラーの非効率性というのは、おそらく世界の中でも最も低いランクにあるのではないかと推測しています。どうやって効率化させるかは、民間で仕事しているときに、ずっと考えておりますし、各層の従業員と様々な切り口で議論しているわけです。どうやったら非効率性を回避できるかは、やはり日本の製造業の強みなど、外部の成功例というのを積極的に導入するというのが1つの方法ではないかと思っております。

例えば、トヨタ生産方式です。なぜ日本の自動車がこれだけ安くできるか、また品質管理ができるかという、そこには現場でのたゆまぬ改善への議論、それ

と、また改善を指導する適切な指導員が各事業所で育成されているわけです。また、ホワイトカラー及びブルーカラー、いろいろと区別はありますが、効率化して解を求めていこうという努力をするための外的な力をこれまで以上に導入して、冊子に書かれていることを一つひとつ解決していければ良いのではないかと考えております。

岡田教育長

ありがとうございます。
ほかには何かよろしいでしょうか。

西川委員

やっところまでたどり着いたという経緯があると思いますが、せっかくここまで来ましたので、今の宮内委員の話もありましたが、是非上手に進めていただきたいと思います。ただ冊子を配っただけではなくて、具体的にどこからどのように取り組んだかという各学校の取組状況をどこかで点検しながら、まだまだ成果までいかないと思うのですが、どんなことが変わったかというようなことも調べていきながら、少し時間がかかるかもしれませんが、進めていただけたら有り難いと思います。元気に子供たちと向き合って、学習指導、いろいろな生活指導ができるような学校を取り戻したいと思いますので、よろしく願いいたします。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。

今田委員

いいですか。

岡田教育長

はい、どうぞ。

今田委員

教育長がこの記者レクチャーをやったときに、どのような反応というか、意見がありましたか。

岡田教育長

記者の方からは様々なのですが、市政記者の方がお若くて、御自分のお子様方が学校に通っている、あるいはこれから通うというぐらいの年齢層が多いので、やはり先生方の御努力は見えていて、聞いていて御存じだという感じがいたしました。それで、いろいろな取組をして、何とか子供としっかり向き合える時間を確保してほしいという雰囲気は多分にありました。

もう一つ、いくつか気がついたことがありまして、一つは「こういうことも大事だけれども、リーダーシップをとる校長先生の心遣いや配慮がとても大事だということをもう一度現場に伝えてほしい」という話もありましたし、それから「ハンドブックがどうも管理職向けにできていて、教職員自らが自分で改善していこうという気運がなかなか盛り上がらないような気がする」という御指摘もありまして、その点につきましては、記者さんたちからの御指摘は私もそうだなと感じるところがありましたので、そこは是非謙虚に受け取って、次に生かしていきたいと思いました。

あと、一番質問が多かったのは、やはり部活動の在り方のところで、いろいろ先生方の御苦勞がよく見えるところだと思うのですが、その点についてもう少し工夫はないのでしょうかというようなお話がありました。

今田委員

気運の話、私もかつての自分の経験で言うと、財政局にいるときに、やはり執務時間が長過ぎるのでそれを何とかしようと自分たちが考えていくという気持

ち、自らのことととらえることがベースにあることが極めて大切なのだらうと思います。今回取り組んでいく上においても、教職員の皆さんが自分たちのためにやるのだという気持ちを強く持ってもらうことが大切なのではないかと思います。

それからもう一つだけ、前にもここでも議論になっていたのですが、現場へ行って思うことに、執務環境でいくと、トイレや姿見の話がありましたね。得てして寒々とした感じのする職員トイレというのは、そこにもう少し工夫があると、随分気持ちのよりどころというか、気持ちの落ちつきが違うのではないかと私は思います。極めて次元が違うかもしれませんが、身近なところから工夫をお願いしたいと思います。

岡田教育長

環境はとても大事だと思っていて、調査やヒアリングの中からも「空調整備がとても有り難かった」とか、それからトイレも教師たちは子供たちのことを最優先にしますので、子供たちのトイレの改修が先、自分たちは後で良いというようなことが多分に感じられるのですが、やはり働く環境を整備することで、先生たちのモチベーションも上がるということはとても大事なことなので、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

長島委員

マスコミ対応は主にどういうこと、何か具体的なものはあるのですか。どういうものを周知するのですか。

遠藤教育政策
推進課担当課
長

今回プレスツアーで選ばせていただきました学校2校のうち、まず1つ目の笠間小学校は、グループウェアを導入して情報共有を図ったり、それからペーパーを削減して、経費の節減なども進められております。それから、学校閉庁日の実施に関しまして、地域の皆様、保護者の皆様に対して丁寧な理解を求めて実施しているといったような点が特徴的かと思っております。

それから、もう一つの蒔田中学校は、定時退勤日の奨励ですとか、学校閉庁日の設定といったようなことで、かなり積極的に取り組んでおられます。そうした取組がほかの学校にも波及しているというような状況もございますので、今回この2校にお願いすることにいたしました。

岡田教育長

よろしいですか。

それでは、ほかに御質問等がなければ、次の報告に移りたいと思います。次は障害者差別解消法施行に伴う横浜市立学校教職員対応要領の策定について、所管課から御報告いたします。

長谷川指導部
長

指導部長の長谷川です。よろしくお願いいたします。

それでは、この4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法と言いますが、その施行に伴い、障害者差別解消法施行に伴う横浜市立学校教職員対応要領を策定いたしましたので、御報告させていただきます。

お手元のA4版の片面の資料を御覧ください。まず、法律の概要について簡単に御説明させていただきます。1、障害者差別解消法の目的です。この法律は全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としております。そのため、行政機関や民間の事業所を対象に、障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めているものでございます。

次に、地方公共団体の責務等ですが、この法律の施行に伴い、地方公共団体に

においては次の6項目が責務として挙げられております。特に1つ目の障害を理由とする差別の禁止、括弧書きの後段、合理的配慮の提供が法的に義務づけられたことが大きなところだといえます。今回御報告させていただく市立学校教職員に向けた対応要領につきましては、ここの(2)にごございます職員対応要領の策定に基づいた対応となります。

3、教育委員会の取組を御覧ください。市立学校の教職員が学校教育の場において障害のある児童・生徒等に適切に対応するため、お手元の参考資料、横浜市が策定しました横浜市職員対応要領に準じて、資料1の横浜市立学校教職員対応要領を策定いたしました。

なお、参考といたしまして、法施行に伴う本市の主な動きを記載いたしました。

それでは、内容につきましては、特別支援教育課長より御説明いたします。

小泉特別支援
教育課長

特別支援教育課長の小泉でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1の教職員対応要領を御覧ください。基本的には全ての項目において、参考資料の市職員対応要領に準じているため、大きな違いはございませんが、第1条の目的にありますように、この対応要領は差別解消法や市が策定した取組指針、服務規程等に基づき、学校教育の場での対応のために策定したものでございます。

第2条の定義では、障害のある児童・生徒等について定義をしております。第2条第1号にあるとおり、障害のある児童・生徒等には昨今増加傾向にあると言われる発達障害も含まれております。障害者手帳の有無は関係なく、様々な障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある児童・生徒が対象となります。

第3条、障害を理由とする差別の禁止ですが、本条が対応要領の中心部分となります。第1項第2号を御覧ください。「障害のある児童・生徒やその保護者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮の提供をしなければならない」と明記されております。

つまり、障害のある児童・生徒が学校教育を受ける上で障壁となっている部分について、改善や配慮の申し出があった際に、学校が合理的配慮を提供しなければなりません。この合理的配慮の内容や解釈が、今後の取り扱いを考える上で重要と考えております。

第3条第2項にあるとおり、差別的な取り扱いや合理的配慮の具体例は、この対応要領の別紙に掲げられておりますので、そちらを御覧ください。2枚目の裏面になります。こちらは文部科学省の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針より引用しており、学校教育の場を想定した具体例を幾つか明示しております。個々のケースによって合理的配慮は様々ですし、今後様々な合理的配慮の具体例を積み上げていくことが必要なことだと考えております。

3、合理的配慮となり得る具体例を御覧ください。合理的配慮を大きく分けますと、物理的環境への配慮、人的支援の配慮などがあります。分かりやすい例で申し上げますと、(1)のア、2つ目の丸にありますように、学校施設等において車いす利用者のためにキャスター上げ等の補助や段差に携帯スロープを渡すことは物理的にできる合理的配慮といえますが、一方、学校の構造上スロープを渡すことができない場所について、例えば学校の教職員が複数人で車いすを運ぶことなどは、イの2つ目の丸印後段にありますとおり、人的支援による合理的配慮だといえます。

それでは、1 ページ目にお戻りください。教職員対応要領の第3条第3項を御覧ください。合理的配慮は障害の状況等により、一人ひとり異なるため、障害のある児童・生徒等及び保護者との合意形成を図ることを基本としております。

つまり、障害のある児童・生徒や保護者等が求める配慮の内容と、学校が過重な負担とならない範囲の合理的な配慮において、保護者と学校の間でいかに合意形成を図っていくかが重要となります。

ページをおめくりいただき、裏面を御覧ください。第4条には、学校管理職の責務、第5条には相談体制の整備について定めております。一義的な相談窓口は学校中心となりますが、必要に応じ教育委員会事務局の所管課等も含めて対応してまいります。

最後に、第6条、教職員研修についてですが、第2項にありますとおり、障害の特性を理解すること及び障害のある者、障害のない者がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、障害のある児童・生徒等が十分な教育を受けられることを目的として対応することが重要でございます。

今後は全ての学校にしっかりと周知・啓発を図るとともに、研修等も充実していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

岡田教育長

説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。どうぞ。

西川委員

とても大事なことだと思うのですが、実際に学校現場では普通級に所属しているのですが、難しいのではないかとのお子さんの中にはいらっしゃると思います。そういうときの人的配慮というのは限度が結構あるのではないかと心配しております。ですから、これができることによって、それが緩和されるということですか。

長谷川指導部長

各学校において、やはり普通級にいる子供たちについても、今現在各学校でやはり保護者や子供たちのそういう状況等を伺いながら、様々な配慮をしております。ですから、障害者差別解消法につきましては障害のある子供が対象となっておりますが、特にここでは障害のある子供たちというような形ではなく、障害のある子供、ない子供にかかわらず、やはり様々な配慮をしなければいけないという子供の状況もございますので、そういうことも併せて、学校としては考えていきたいと思っています。

岡田教育長

よろしいですか。

ほかに御質問等がなければ、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。3月4日に受け付けまして、各委員に配付しております受理番号115の要望書について、審査を行います。事務局から説明いたします。

古橋総務課長

総務課長の古橋でございます。

それでは、御説明させていただきます。受理番号115の要望書を御覧いただけますでしょうか。教科書採択に関する要望でございます。この要望書は、昨年10月、神奈川県市民オンブズマンの方から事務局に対して行われました教育委員会の教科書採択の方法に関するアンケート調査を提出してございまして、その結果を受けて提出されたものでございます。アンケート調査は47都道府県と20の政令指定都市、神奈川県内の34の教育委員会に対して行われたもので、そのうち今回御要

望をいただいたのは、無記名投票を行った教育委員会と教科書採択の会議を非公開で行った教育委員会に対して要望書が提出されたものだと思います。

要望事項でございます。「1、教育委員会会議の採決は非公開とすべき具体的な必要性がある場合を除き、傍聴者、市民に公開し、各委員がどのような判断をしたのかが明らかになるようにしてください。2、無記名投票は各委員の判断の記録すら作成しないという極めて無責任な採択方法であるため、実施をしないでください」というものでございます。要望書に書かれている主張は、無記名投票による採決を行うことにより、各委員の意思がどのようなものであったのかが確認できなくなり、その部分について会議の公開の原則に反するというものでございます。

それでは、回答の考え方を申し上げます。これまでの教科書採択に関する要望書に対するものと同様に、合議体として教育委員会が投票方法を決定し、教科書採択を行っていくという考え方でございます。教育委員会の意思決定は複数の委員による合議制の執行機関であり、委員の合議によって決定がなされていくものです。教育委員会会議の開催方法につきましては、横浜市教育委員会会議規則第27条で採決の方法は挙手、記名投票、無記名投票の3種とし、委員会において適宜これを採用すると定めております。

今回御要望いただきました教科書採択に当たっては静謐な採択環境を確保し、外部からの働きかけに左右されることなく採択権者である教育委員会の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うという観点から、規則に基づき、教育委員会において採択方法を適宜決定しているものでございます。

以上、考え方を述べさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

岡田教育長

事務局からの説明が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。特に御意見等がなければ、受理番号115の要望書については事務局の考え方に沿った回答でよろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは承認させていただきます。回答文については、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了いたします。

次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りいたします。

教委第2号議案「第15期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」、教委第3号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」、教委第5号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について」、教委第6号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命および解任について」、教委第7号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」、教委第8号議案「教職員の人事について」は、人事案件のため、また、教委第4号議案「著作権等の侵害に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいですか。

各委員

<了 承>

岡田教育長	<p>それでは、教委第2号議案から教委第8号議案までは、非公開といたします。議事日程に従い、教委第1号議案、懲戒処分の標準例の一部改正について、所管課から説明いたします。</p>
魚屋教職員人事部長	<p>教職員人事部長の魚屋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、教委第1号議案、懲戒処分の標準例の一部改正について説明させていただきます。お手元の資料を御覧ください。教育公務員に対する懲戒処分につきましては、公平性・透明性を高めるため、懲戒処分の標準例を定めて対応しております。市長部局の標準例が改正されたことに伴いまして、教育公務員の懲戒処分の標準例を次のとおり一部改正させていただくという内容のものです。内容につきまして、教職員人事課長から説明させていただきます。</p>
市川教職員人事課長	<p>教職員人事課長の市川です。よろしくよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料をお開きいただきまして、3ページを御覧いただければと思います。3ページに一覧表がございますが、こちらにつきましては懲戒処分の標準例処分量定の一覧の一部抜粋でございます。表の上段が現行の規程になっております。ページの下段が今回改正する部分になっております。</p> <p>今回改正する部分につきましては、上段の現行の(5)公金・物品取り扱い関係のキになります公金及び物品等の処理不適正、こちらにつきましては、現行では戒告・減給となっておりますが、こちらに停職を追加するものです。</p> <p>それから、(6)その他の公務外非行関係のオ、横領につきましては、現行は停職または免職となっておりますが、こちらにつきましては項目を分けまして、2つ項目を設けております。</p> <p>それでは、もう少し詳しく説明させていただきます。(5)公金・物品取り扱いの関係につきましては、停職を設けることによりまして、事案に応じてより厳正に対処できるように対応いたします。</p> <p>(6)その他の公務外非行関係につきましては、現行の停職または免職になりますと、落とし物を自己の物にしてしまうような占有離脱物横領に該当する行為にあっても、横領行為としてこの規程を適用することとなりますが、事案によっては過度に処分が重くなる可能性がございます。それで、今回の改正につきましては、その他の公務外非行関係の横領に、新たに占有離脱物横領の規程を設け、その量定を減給または戒告とさせていただきます。</p> <p>以上、改正につきましては2点でございます。</p> <p>なお、施行につきましては、今回の教育委員会での決定後、職員への周知等がございますので、平成28年5月1日を予定しております。</p> <p>お手元の資料4ページ、5ページにつきましては、改正後の懲戒処分の標準例処分量定の一覧全体でございます。後ほど御覧いただければと思います。</p> <p>説明については以上でございます。</p>
岡田教育長	<p>所管課から説明が終了しましたが、御質問等がございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいですか。それでは、特に御意見等がなければ、教委第1号議案につきましては、原案のとおり承認いただいてよろしいですか。</p>
各委員	<了 承>
岡田教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。

以上で公開案件の審議が終了いたしました。
その他、何かございますか。
では、事務局から、報告をお願いします。

古橋総務課長

事務局から御報告いたします。3月18日に、1団体から、教育課程等に関する請願書が提出されました。こちらの請願書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆さんには内容の御確認をよろしくお願ひいたします。
次回の教育委員会定例会は、5月16日、月曜日の午前10時から開催する予定ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。
以上でございます。

岡田教育長

それでは、次回の教育委員会定例会は5月16日、月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認をお願ひいたします。
次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席をお願ひいたします。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第2号議案「第15期横浜市文化財保護審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第3号議案「横浜市歴史博物館等指定管理者選定評価委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第4号議案「著作権等の侵害に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

教委第5号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第6号議案「横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命および解任について」
(原案のとおり承認)

教委第7号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第8号議案「教職員の人事について」
(原案のとおり承認)

岡田教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時56分]